

令和3年5月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年5月7日（金）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が5月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 疋田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

2番 藤嶋 佑美 委員 9番 柳井 博之 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 非農地証明願いについて
議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席2番 藤嶋 佑美委員、議席9番 柳井 博之委員が欠席となっており、出席委員は10名となっております。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号3番 二村 啓二委員と、議席番号4番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の1ページをお開きください。
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和3年5月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページとなります。内容について説明致します。

番号 1、田 2,356 m² 外 1 筆 合計 2,421 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 1 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思ます。

4 月 27 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤博 委員 私、後藤より、4 月 27 日に実施しました議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の田で、これまでも譲受人が借り受けて水稻を作付けしています。今後も水稻の作付けを行うとのこと。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第 18 地区の北迫推進委員さん。

北迫 推進委員 第 18 地区、推進委員の北迫です。

番号 1 の申請地の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地では、すでに譲受人が借り受けて水稻を作付けしています。許可について、特に問題はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 4 ページとなります。

議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 5 月 7 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、田 163 ㎡ 外 6 筆 合計 1,139 ㎡ について、所有権の移転を行い、資材置場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、畑 221 ㎡ について、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号3、畑 224 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号4、畑 116 m² 他1筆 合計123.84 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請4件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の6～7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請4件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 委員 私、佐藤より、4月27日に後藤委員、事務局、担当の農地委員さんたちと実施しました議案第21号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。申請地は計7筆の田で、現在は休耕状態です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、このほど区画整理が行われた土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、このほど区画整理が行われた土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろ

っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畑で、このほど区画整理が行われた土地です。なお、隣接する宅地も住宅を建てる際に利用するとのことです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます。推進委員さんからの報告をお願い致します。第9地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の田については、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。

申請地は7筆の田ですが、現在は一部で竹などが生えてきています。周辺の農業へも、特に影響はないと思われま

議 長 続きます。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区推進委員の玉田です。番号2、3、4について併せて報告致します。

推進委員 番号2、番号3、番号4の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

3件の申請地はいずれも区画整理が行われた土地です。排水等の始末もできており、周囲の農業に特に影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

疋 田 はい。議案書の2、3、4番ですが、区画整備事業をする区域の図面がありますので、おそらく分筆した図面ができていると思いますので、分筆

委員 した図面でないと全体的には分からないと思うので、スクリーンに載っているような図面をつけていただきたいのですが。

首藤 字図としては確かにこの通りのものがあるのですが、字図になると周りの家や建物も表れず真っ白な区画だけの図面になってしまうので、どちらを示したほうが分かりやすいか、こちらとしても迷うところがありました。もう少しすれば区画ができたものでお示しできると思います。

野上 スクリーンに映し出された図面を総会資料にもつけてくれたら有難いです。
委員

議長 議案書の裏につける図面のことで、区画整備をした図面をつけてほしいという要望ですね。
申請を出すときに添付書類として、区画整備の図面を持ってきてもらうようにしてもらったらどうでしょうか。

首藤 それはあります。ただ、それになると周りの建物の情報も無くなって、目標物も見えなくなってしまい、ただの図面になってしまいますので、それで構わなければあります。

議長 区画整備の図面はありますが、位置図の場所が見にくくなるということですね。

首藤 実際、総会の時はこのように写真を出すので、それはできます。わかりました、そこは改善していきたいと思います。
主幹

議長 その他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 22 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページをお開きください。

議案第 22 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 5 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 115 m² の土地については、大正 10 年より住宅への進入路として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 22 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 11 ページとなります。

議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 5 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 4 号）「令和 3 年 5 月 7 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 3 年 4 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの合計欄で説明します。

田については、18,741 m² 24 筆です。畑については、35,612 m² 19 筆です。合計面積は、54,353 m² 43 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 21 名に対して、借り手は 11 名となります。

なお、各筆明細につきましては、4 ページから 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 3 年 5 月 7 日公告予定の農用地利用集積計画（第 4 号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。